

治療用装具「靴型装具」にかかる

療養費を申請する際の添付書類が変わりました

平成30年4月1日から「靴型装具」を作成し療養費を申請する際は、当該装具の写真の添付が必要となりました。

「靴型装具」とは、足部を覆う装具で、内反、外反扁平足などの変形の矯正や、高度の病的変形に対し、疼痛や圧力集中の軽減を図るなどの治療を目的とした靴の形をした装具です。

申請に必要なもの

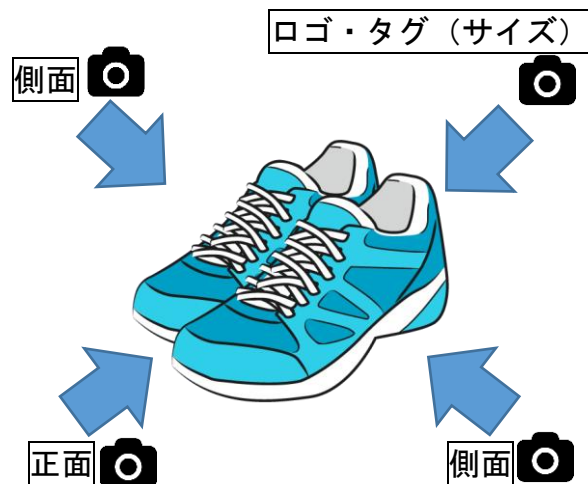
- ①療養費支給申請書
- ②領収書（内訳が分かるものを含む）
- ③医師の意見書・作成指示書等
- ④装具装着証明書

「靴型装具」以外の装具については、従来どおり左記①から④のみで、現在のところ写真の添付は不要です

**⑤作成した装具の写真・・・平成30年4月1日提出分から
（台紙に貼付して提出）**

靴型装具の写真は、次の4点を満たすよう複数のものを添付してください

- (1) 治療用装具の全体像が確認できる写真であること。
- (2) 付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具が撮影されていること。
- (3) 中敷き等（靴に挿入するタイプの装具）がある場合は、靴から取り出した状態で撮影されていること。
- (4) ロゴやタグ（サイズ表記）がある場合は、ロゴやタグが撮影されていること。



撮影者は、被保険者本人・家族に限らず、義肢装具士、製作者等でも差し支えありません。なお、写真の返却はいたしかねますのでご了承ください。

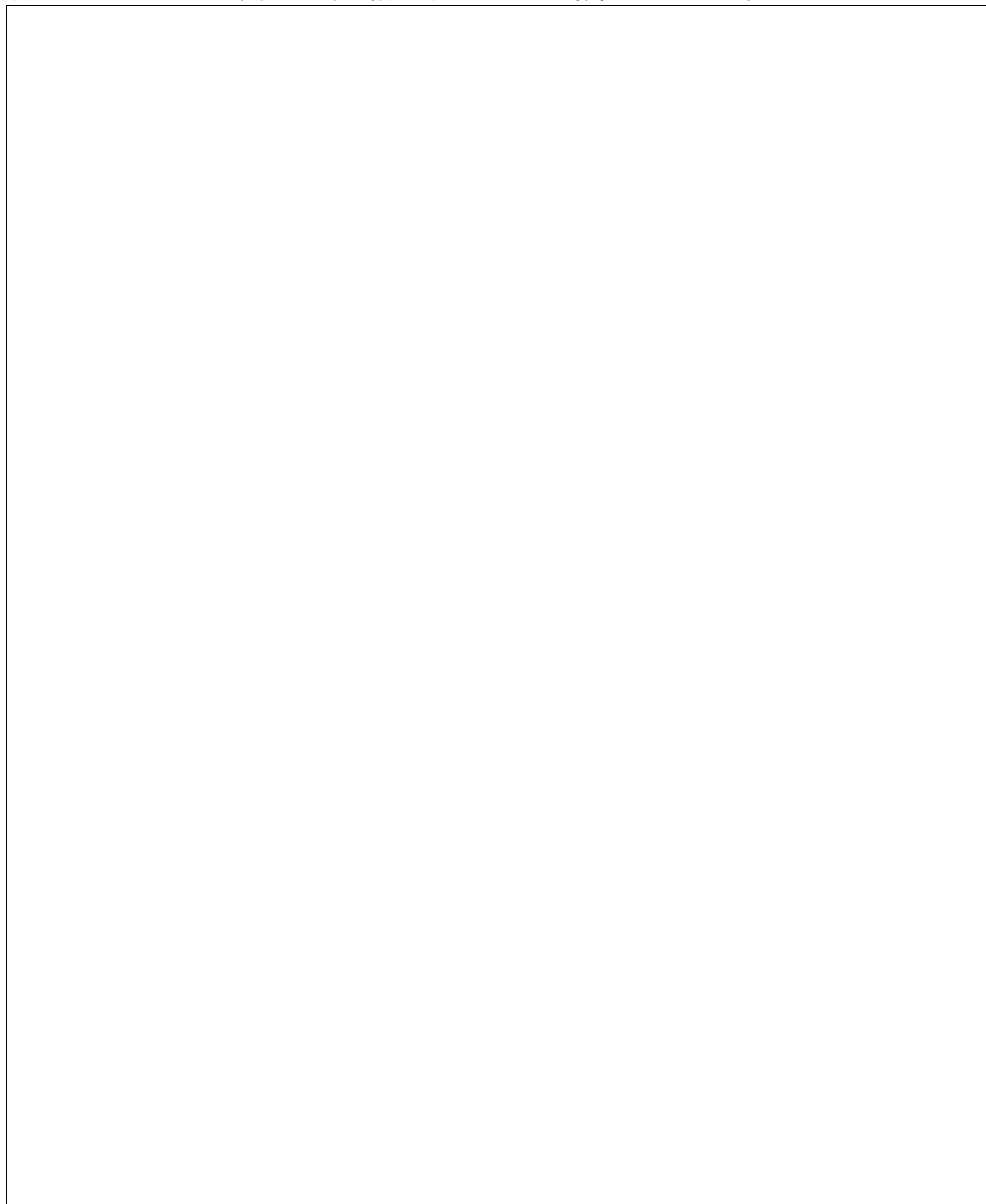
以上のことに関するお問合せは、06-6765-9212（給付課）まで

【治療用装具写真貼付台紙】

被保険者証記号・番号	被保険者氏名	受診者氏名	作製した装具名
—			

撮影方法について（次の４点を満たすように複数の写真を撮影してください）

- (1) 治療用装具の全体像が確認できるよう撮影してください。
- (2) 付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具を撮影してください。
- (3) 中敷き等（靴に挿入するタイプの装具）がある場合は、靴から取り出した状態で撮影してください。
- (4) ロゴやタグ（サイズ表記）がある場合は、ロゴやタグも撮影してください。



１枚の台紙に貼り切れないときは、２枚以上にわたって貼付してください。